

追手門学院大学
心理学論集第32号抜刷
2024年3月31日発行

原 著

児童発達支援・放課後等デイサービスにおける心理職の専門性
— 早期発達支援から箱庭療法まで —

木 村 優 花¹

(有限会社ほっと・ステーション)

Professionalism of psychologists in child development support and after-school
daycare services: From early developmental support to sandplay Therapy

Yuka Kimura

(Company Limited Hot station)

原 著

児童発達支援・放課後等デイサービスにおける心理職の専門性 — 早期発達支援から箱庭療法まで —

木 村 優 花¹

(有限会社ほっと・ステーション)

Professionalism of psychologists in child development support and after-school daycare services: From early developmental support to sandplay Therapy

Yuka Kimura

(Company Limited Hot station)

The purpose of this paper is to introduce the working style of psychologists in child development support and after-school day care services and discuss its significance, using the welfare office where the author works as an example. The author's work is divided into six areas, and the background of the introduction and the current situation after implementation are described. It can be said that the psychologists' awareness of their professionalism at the time of introduction and consultation with the staff on dynamics lay the foundation for the introduction of the system. Based on the relationship of trust established there, in child development support, it is thought that dealing with the "ambiguity" of parents who have children with "suspected" developmental disabilities will increase their willingness to come to see the psychologist and lead to early support. In addition, after-school day care services need to support children's own "inner adaptation," and the effectiveness of support using boxyard therapy as one method for this purpose was also discussed.

Keywords: child development support, after-school daycare services, early developmental support, sandplay therapy

本稿では筆者が働く福祉事業所を一例として、児童発達支援・放課後等デイサービスにおける心理職の働き方を紹介し、その意義を論じる事を目的とした。筆者の業務内容を6点に分け、導入の経緯や実施後の現状を述べた。導入に際して心理職が専門性を意識し、スタッフ間への力動にコンサルテーションをする事が土台をつくるのだと言える。そこで築いた信頼関係の下、児童発達支援では発達障害「疑い」の子どもを抱えた保護者の「曖昧さ」を扱う事が来談意欲を高め、早期支援につながると考えられる。また放課後等デイサービスではより子ども自身の「内側の適応」への支援も必要であり、そのための一つの方法として箱庭療法による支援の有効性についても言及を行った。

キーワード：児童発達支援、放課後等デイサービス、早期発達支援、箱庭療法

はじめに

本稿では、筆者が勤務する福祉事業所によって運営される児童発達支援・放課後等デイサービスにおける臨床心理士・公認心理師（以下、心理職とする）の役割を紹介することを目的としている。児童発達支援・放課後等デイサービスとは、2012年4月に児童福祉法に位置付けられた新たな支援である。その後厚労省は支援の質に開きがあると指摘をうけ、2015年4月に放課後等デイサービス、2017年7月に児童発達支援、それぞれを実施するにあたって必要となる基本的事項を示したガイドラインを策定した。その中で適切な職員配置として、指導員または保育士、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員の配置が必須になった。そして2022年の報酬改定により、これまでの基準人員に加えて理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者を常勤として配置することで、専門的支援加算が国から報酬として各事業所に与えられることとなった。このように児童発達支援・放課後等デイサービスとは児童福祉法に位置付けられてからまだ日も浅く、特に専門的支援が活発になったのは近年の事である。ガイドラインが制定されたものの、その支援の質については、未だ各事業所に委ねられている割合が大きい。

こうした現状において心理職のニーズが高まり、それぞれの施設で心理職の活躍が増えている中、心理職としてどのように支援の質の向上に貢献しているかという報告は少ないようである。そこで、筆者の勤務する福祉事業所が運営する児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて、どのように心理的支援を行っているかについて報告し、心理職の果たす意義について論じたい。

本施設の特徴

本施設は街中にある3階建ての建物であり、すぐ隣には地域運営の公園が広がる。1階では生活介護事業、3階は居宅介護事業・その他部署の事務所があり、2階で児童発達支援・放課後等デイサービスを行っている多機能型事業所である。階段にはリフトがついており、車椅子児童の通所も可能となっている。児童発達支援・放課後等デイサービスは同じ場所で共に9時～17時に開所しており、その間で好きな時間に来て好きな時間に帰る。児童発達支援を

利用する未就園児は原則保護者が送迎を行い、放課後等デイサービスではニーズに応じて車や徒歩での送迎を行っている。児童発達支援を利用する未就園児は、家庭の事情や子どもの発達状況によって利用の仕方は様々であるが、①幼稚園後に児童発達支援利用、②保育園数日、児童発達支援数日の利用、③午前中保育園利用、午後児童発達支援利用、などのパターンになる。まれに保育園や幼稚園に行かず、児童発達支援のみの利用を選択するケースも見られる。

通所開始理由のほとんどは保護者が「気になる」を抱えているかつ健診や幼稚園・保育園からの指摘があったというケースであり、1歳半健診以降の問い合わせが大部分を占める。当事業所のような児童福祉法に基づいて運営をしている事業所の児童発達支援・放課後等デイサービス（福祉サービス）を利用する際には、公的援助を得るために「障害福祉サービス受給者証」の発行を住まいの役所に申請する。申請の際、医師の診断書か療育手帳の提示、あるいは医師による療育の必要が認められるという旨の意見書が必要になる。当事業所では療育手帳を持っておらず、「発達が気になる」という要望のもと医師の意見書をもらい利用している人は多い。

児童について

現在契約児童数は16名である。内訳は0～2歳児（未就園児・保育園児・プレ幼稚園児）0名、3～5歳児（未就園児・保育園児・幼稚園児）5名、6～11歳児（小学生・特別支援学生）8名、12～14歳児（中学生・特別支援学校在籍児）3名である。そのうち療育手帳所持者6名（B2が5名、B1が1名）、身体障害者手帳取得者2名である。療育手帳取得時期は3歳未満1名、3歳以上5名である。身体障害者手帳取得時期は3歳未満1名、3歳以上1名である。その他の児童は発達障害疑いで経過観察中のため診断名がなかったり、手帳の取得をしていない。あるいは病院への継続的な通院をしていない子どもも多い。

スタッフ

現在は児童発達支援管理責任者1名、保育士3名、児童指導員2名（筆者含む）が働いている。

業務内容

心理職は筆者1名である。半年間非常勤として勤務し、その後現在に至るまでは常勤として勤務している。現状の仕事内容としては1. 現場での子ども・スタッフとの関わり2. インテーク面談3. 保護者面談の継続4. 新版K式発達検査の実施5. 保育所等訪問支援6. 箱庭療法の6点である。職名としては児童指導員であり、現場の子どもやスタッフと関わる時間もあるが、多くの時間を子どもや保護者の個別対応に費やしている。以下現状に至るまでの経過も含めて、心理職としてどのような役割で働いているか述べていきたい。

現場での子ども・スタッフとの関わり

1. 心理職としての役割の意識 当時の児童発達支援・放課後等デイサービスでは心理学を専攻しているという理由での採用であっても、実際の業務内容は他職種のスタッフと同じことを行っていた。そのため入職1年目は心理職としての「専門的な視点」をもって働く事を心がけた。

まずは心理職の行う見立てと、それを踏まえた子どもとの関わりという点において、その専門性が活かされたように感じられる。心理臨床の領域における見立てとは、個々の状態像に基づいて治療の見通しを立てることであると共に、具体的に被援助者にどのように語りかけるかを含むものであり、きわめて個別的なものであると指摘されている（土居，1992）。また心理検査や面接を通じて、クライアントの生物学的・心理的・社会的な歴史と現状を正しく評価し（見立て）て、それに見合った介入を準備する作業である（山本・塚本・西山・赤澤，2003）。このように子どもを見立てる際に成育歴から今までの発達の流れを知り、周囲の環境や保護者との関わり方から現状の主訴を読み解く事は、心理職の専門性である。しかし当時の当事業所においては現状の困り事に焦点をあて、その対応はスタッフ個人の価値観や経験にゆだねられる事が多々あったように感じられた。ここでいう困り事とは、子どもの身近な養育者である父親や母親（以下、保護者とする）、支援者を含む周囲の関係者の困り事であるケースが多いようであった。子ども自身が何に困り、なぜ子どもがそのような行動をとるのか、という点についての理解が根付いていないようであった。そのような状況において心理職として出来る限り論拠をもって子ども

の表現に対応し、その対応をした意図や考えを周囲に説明できるよう日々努めていた。こうした意識をもつ事は、多職種のスタッフと働く上では、心理職としてのアイデンティティを示すために必要な事であるように思われる。

2. 職場環境のコンサルテーションとその工夫

一概にコンサルテーションといえど、その内容や介入の仕方は様々であろうが、ここでは一例を紹介する。勤務1年目、児童指導員として日々子どもと関わる中で、ある通所児童（以下A君）が筆者に特別な愛着行動を示すようになった。筆者はA君の送迎の際に保護者と話す機会が増え、保護者とA君の関係性やA君の成育歴を聴き取る事で、A君の愛着行動を受け止める必要があると見立てた。しかしこのような行動は周囲のスタッフにA君だけを特別扱いしているという捉え方をされやすく、筆者は指摘を受ける事となった。筆者はこの愛着行動をどう見立てているか、筆者とA君の関係性がどうA君の発達支援に繋がるのかという心理職としての見解を説明した。しかし周囲からの指摘は変わらず、他の子どもの対応をするよう求められた。心理職の働き方が根付いていなかった職場において、その見立てとは多職種間ではあくまで個人の意見として捉えられやすかったように思われる。当然筆者の経験も浅く、未熟さ故の見立ての説得力も弱かった事も要因として考えられるだろう。しかしそれ以上に共に働くスタッフとの信頼関係がなければ、見立ての内容がどうであれ、受け入れられないのはある種当然の事であるようにも感じられた。

そこで筆者は周囲からの指摘について考察する事にした。当時のスタッフは、子どもの行動に感情的に揺さぶられる様子が見られていた。児童発達支援・放課後等デイサービスで支援を必要とする子どもの行動は「不適応行動」と呼ばれる事もあるように、大いに支援者を困らせる事がある。このように対人援助職にはクライアントへの共感など、感情面での高い関与が求められるのが特徴といえる（萩野・瀧ヶ崎・稲木，2004）。そして対人援助職が仕事の一部として、組織的に望ましい感情になるよう自らを調節する心理過程は感情労働と呼ばれ（Zapf, 2002）、感情的要求に応えようと努力し続けるも、その要求を適切に管理し答えることができなくなった状態がバーンアウトである。この感情労働やバーンアウトの研究は現在のところ看護職において盛んとなっている様であるが、児童発達支援・放課後等デイサービスにおいても支援者の抱える問題の一つで

あるように感じられる。そのため筆者はまずスタッフの心理的苦労を肯定し、労う事に努めた。スタッフが何か対応に困っているような時、あるいは苛立った様子の時には、そのような感情は当然起こり得るものであるという事を日々伝えていった。また子どもがなぜそういう行動をとるのかという点を考察し、その点を支援する事に意義があるという事を日常的に話し合った。さらに子どもとの相性は当然ある事も伝え、支援者自身が苛立ったり苦手だと思うような子どもは別の者が対応する事を提案した。少しずつ支援者達が自分の感情に素直になるように変化し、職場のチームワークが円滑化され、各々の気持ちや子どもの事について話し合える環境が整っていったように感じられた。それぞれが自分の感情を素直に表出し、その感情を周囲が肯定的に受け止める事で、職場の空気感が変化していった。すると筆者の子どもとの接し方も周囲に肯定的に受け止められるようになったように感じられた。

自分の感情と行動が一致せず一人一人が無理をする事で、職場の空気感は悪くなる。このような状況では円滑なコミュニケーションがとれなくなり、スムーズな子どもへの支援にも障があるように感じられた。そこで心理職の専門性の一つであるコンサルテーションの一環として、個々人の内的体験や感情、さらにスタッフ間の力動にアプローチを行った。自己の感情を見つめて素直になれるよう働きかけた結果、他スタッフに対しての葛藤や拒絶的な反応も減少するといった力動の変化が見られ、空気がほぐれていったように感じられた。

インテーク面談

1. インテーク面談の導入 スタッフ間の力動の改善が見られたコンサルテーションの後に、筆者はインテーク面談と定期的な保護者面談の導入を提案した。これまでの面談は入所前の契約の際と、その後半年に一回作成する個別支援計画を立てる際に行っていた。これまでの面談は心理臨床で行うそれとは意味が違っており、保護者の支援内容のニーズを聞く事や、施設としての支援内容を伝える事が主であった。そのため今回導入する面談はこれまでとは違い、子どもの成育歴や保護者の子どもへの対応を具体的に聴き取り、見立ての手立てとする事で支援の質が高まる事を伝え、提案を行った。個別で面談を行うことには国からの加算がおりるため、おそらく施設のニーズとも合致し、スムーズに面談の導入が決まった。ちなみに国に加算申請ができるもの

は面談だけに限らない。どのような支援方法に加算がおりるのかを知っておく事は、心理職の専門性を活かした働き方の導入を検討する際に一つ重要であると思われる。こうした実状のもと、これまでの面談とは別で面談を行うこととした。保護者には心理職が新たに面談を導入するという点だけを伝え、まずは今までの成長過程について一緒に振り返りたいと初回の日程を設定した。面談を導入後、新たに通所を開始する保護者に対しては予め面談がある事を伝えており、面談を拒否するような事例は今の所見られていない。

2. 早期療育におけるインテーク面談と「気になる」への支援 本施設では子どもの入所開始時は平均が3歳前後であり、児童発達支援からの利用開始がほとんどであった。そのため本施設に來所する子どもは入所時まだ集団に属していなかったり、社会生活場面での困り感は明らかになっていない事も多い。そしてほとんどが共通して医師による診断はない。事前に役所で発達検査をうけた子どもでも、発達障害「疑い」という意見書がほとんどである。そのため来談の多くは保護者の「気になる」という気付きや、園や周囲から発達を心配されたという理由が多い。近年早期療育の動きが高まっている事が要因の一つであろう。このような動きにおいて、筆者は保護者や子どもを取り巻く人々の「気になる」をインテーク面談で扱う必要があった。「気になる段階からの支援」の重要性は様々な先行研究があり、子どもへの効果が期待できる (Roberts & Prior, 2006)。早期療育により機能のバランスが改善されれば、社会に適應できる能力も高まり、障害は個性へと成長するとも考えられている (黒沢, 太田, 小島, 齊藤, 實川, 早山, 松川, 2021)。しかし一方で周囲に発達の指摘をされたり、あるいは医師に発達障害「疑い」と言われた保護者達は、その曖昧さを抱え続ける事となる。Budner (1962) は、曖昧さを「十分な手がかりがないために、適切な構造化や分類化ができない状態」と定義している。発達障害「疑い」とは、発達障害でもなく定型発達でもない、どこにも分類されない状態であり、まさに「曖昧さ」が当てはまる状態であろう。そして曖昧さに非寛容な者は、価値判断の局面においてしばしば現実を無視する事もあると言われているように (Frenkel-Brunswick, 1949)、療育に通う事に抵抗を感じる者も少なくない。インテーク面談ではそうした曖昧さを少しでも明らかにし、早期療育のために通所意欲を高めてもらう事が一つ重要になってくる。

Janis (1971) は医療現場で生じる曖昧さに着目し、手術を受ける患者の反応に関する研究をまとめている。それによると、起こる可能性のあるさまざまな苦痛に対して正確な情報を与えられた患者は、手術に伴う曖昧さが減少し、術後に情緒障害を見せることが少ないと報告している。つまり事前に説明をする事で自分の中で明確なものとして落とし込み、そこを軸として主体的に問題に取り組む事ができると考えられる。そのためまずは発達障害とは何か、今後起こり得る発達上の様々な可能性がどのようなものか、そのために今できる最善は何かを丁寧に伝えるようにしている。発達障害とは何かという説明では、現状筆者は「発達障害かどうかはわかりません。発達障害とは、その子の個性がその子が生きていくうえで社会的な摩擦となり、子どもが生き辛くなる事です。治る治らないではなく、一生付き合っていくものです。なので子どもの個性が豊かに生きる事に繋がっていくよう、一緒に考えていきましょう」というような意味になるよう伝えている。人によって様々な伝え方があるであろうが、一例として記載しておく。しかし児童発達支援・放課後等デイサービスの発足自体の歴史が浅く、幼少期の状態像がその後どうなっていくかという先行研究も少ない現状では、筆者自身曖昧さや不確実性を共に抱え、考えていく段階であるのが現状である。

筆者の経験則によるが、保護者の「気になる」はほとんどの場合「気にしすぎ」ではない。平均的な発達の軌跡を辿っておらず、その子どもの発達の得意不得意が隠されている事が多い。筆者の経験では小学校就学前から入学後まで継続して関わり続けた子どもは14名、そのうち全員が特別支援級、通級、支援学校のいずれかを選択している。こうした現状もあり、最も子どもの近くにいる保護者の「気になる」は重要であり、足を運んでくれたことに肯定的な言葉を伝えている。また気になれずすぐに相談してもらいたい旨も伝え、通所を継続してもらう事をまずは最優先としている。そしてこの「気になる」から子どもを見立てるために、児童発達支援・放課後等デイサービスで働く心理職には、発達検査を熟知している事はもちろん、子どもの発達に関する深い知識が必要になる。子どもの「気になる」発達が、平均的な発達をしている子どもとどう違うのかを正確に見極める事が重要なのである。そしてその発達は、より生活に根付いた理解が求められると考えられる。

保護者面談の継続

1. 「枠」の中で個をみつめる 保護者面談は半年に一度、普段子どもが通所する部屋とは別の部屋という「枠」の中で行っている。筆者は普段送迎での保護者対応も担っているため、そこでも立ち話をする事はある。しかしここでは集団の中での子どもの様子や、その行動が発達障害ゆえのものなのかという話が多くなる。社会集団場面では、特に発達障害疑いの子どもを持つ保護者は、子どもを何かと比較して理解する事が多い様に感じられる。比較から子どもを理解しようとすると他の子どもとの違いや遅れ、違和感に目がいきやすくなる。そのような状況では保護者は子ども自身の成長発達のものの見方を見失いやすく、ただ「気になる」という不安が募っていくように感じられる。そうした状況を生まない為にも「枠」の中で腰を据えて我が子という個を見つめる事は、その成長や個性に目を向けられる大切な場となる。面談の中では、保護者が気にする子どもの行動が「成長の過程」である事を伝えるのを大切にしている。子どもの表現はその時何かを得ようとする成長ゆえの行動であり、その一つ一つに意味がある事を一緒に確認する。発達障害疑いでも子どもは確実に成長しているという点を明確に伝える事は、保護者の抱える曖昧さを明らかにするためにも重要であると考えられる。そしてこのように成長の軌跡を共に確認していく事は、一度きりの面談では難しい。ある程度期間をおいたとしても、定期的に実施する事が重要であると感じられる。継続する事によって子どもの現状の発達段階、以前からの成長具合を都度整理していく事ができるのである。

心理職で言う「枠」の重要性を考えると、面談場面以外で保護者と気軽に話をするという点に関しては賛否があるように思う。しかし心理職が現場に一人であり、児童指導員としての働き方も求められるという構造の中では枠だけを守る事は難しく、柔軟な対応を求められる事が筆者の現状である。

2. 10歳前後の子どもの自我意識の変化をイメージする 先にも述べたように面談では発達の進みを明らかにする事が主となっているが、成長に合わせて子どもの進路や将来についても話し合っていく。ここでは筆者が多く関わってきた小学校選択について述べる事にする。筆者の関わる子どもの中には、おおよそ10歳前後を機に、学校へ行くことを嫌がる子や遅刻が増える子など、子どもによって様々な変化が訪れるように感じられる。定型発達と呼ばれる子どもの中での成長を期待して保護者が地域の学校を

選択したものの、周囲からの孤立や別室での個別対応の時間が増えるケースも見られている。10歳頃の子どもの発達における先行研究では、仲間集団の中に自分の居場所を見出だしていく「集団的自己」が芽生える時期であり（田中, 1985）、他者と自分を比べ、評価する事で自己を形成していく時期であると述べられている（Damon & Hart, 1988）。また自閉症児の発達においても、9・10歳は自閉症児の「心の理論」の獲得が見られる年代であるとも言われている（竹内, 2009）。それにより他者の意図を推測できたり、社会的なルールを理解できるようになる事で周囲とのトラブルが減少する事がある一方で、他者理解の仕方が他児と違う事から、周囲からの働きかけを読み誤り、かえってトラブルが増大する可能性も示唆されている。

このように小学生とは自己や他者理解の大きな成長があるからこそ、保護者の理想の歩みと子どもの成長の歩みが一致しにくいと思われるようなケースも見られる。自他の理解や発達具合に合わせて、放課後等デイサービスでは児童発達支援以上に子どもの内側と向き合い、子ども自身と対峙するようなアプローチが必要になると考えられる。それはつまり子ども自身が自分の歩み方を決定していくという、親からの自立の始まりであるように感じられる。そのため現在の子どもの発達の状況からその子どもの10歳前後の成長についてイメージをし、起こり得る成長について必要であると思われる情報を伝える事も、面談の際には必要になると考えられる。しかし根拠の乏しい不確かな今後の話において、どの程度イメージを保護者と共有するかという点は個性の高い問題であり、筆者も試行錯誤しているところである。

3. 保護者が自己決定できるための情報提供の準備

筆者の働く地域では小学校では大きく支援学校か小学校の普通級、通級、支援級のいずれかの選択肢がある。支援学校は主として知的障害のある子が多く通う学校と、身体障害のある子が多く通う学校の2校が選択肢として存在する。小学校に関しては役所の許可があれば指定されている以外の学校を選択する事ができるため、選択肢はかなり多い。学校によりどのような支援が受けられるのか、面談を担う心理職がもつ情報量によって、どれだけ具体的に実用的な話ができるかは変わってくる。そのため普段から地域の諸学校・施設は見学に行くなどし、連携の強化に努めていると良いように思われる。また筆者は定期的な保護者会を事業所内で企画し、保護者

同士で進路や学校の情報を共有できる場も提供している。そのような場や普段の面談等の情報から、筆者の働く地域では通っている小学校で子どもが必要な支援が受けられなければ、保護者がその支援を担わなければならない事もあるようである。保育所等訪問支援だけでは補えず、まだ保護者頼みとなっているケースも現状では見られている。こうした状況が未だに残っているという点において、まだ発達障害疑いの子どもや、その家族を支える支援の手が行き届いていないという一つの課題であるように感じられる。

これらの現状を踏まえ、保護者自身が子どものこれまでの歩み、今後の歩みのイメージ、子どもが属していく社会集団の情報、全ての情報を加味した上で進路決定をする事が、保護者の子どもをありのままに受容する体験に繋がるように感じられる。その上で保護者が決断した道を尊重し、どのような道を選んでも子どもの成長に繋がるよう、共に歩む事を現状は大切にしているところである。

新版K式発達検査の導入

児童発達支援や放課後等デイサービスに通う子どもの中には他機関によって発達検査を受けている場合も多いが、多くは定期的な受診には至っていない。また他機関による発達検査の結果は数値のみであったり、実生活とは結び付かない専門的なフィードバックが主である。病院や公的機関での検査は、役割として実生活に根差したフィードバックに限界がある。そのため他機関で受検した結果を、児童発達支援・放課後等デイサービスで働く心理職がよりその子どもの日常生活に沿った具体的な接し方を保護者や園の先生に伝えてあげるよう、繋ぎの役割を果たす事も重要であると考えられる。

こうした現状から、より児童発達支援や放課後等デイサービスの現場で検査所見を活かせるようにと発達検査を導入した。日々の子どもの成長も見ながら発達検査をとると、その成長の流れがよく見えてくる。成長によって新たに生じる子どもの表現は、保護者によっては「問題行動」として捉えられる事もあり、不安の大きな種である。しかしそれらを成長の過程として一緒に確認し、結果検査でどのように現れているのかを振り返る事は、漠然とした発達への不安に対して「どこが」「どのように」成長しているのかを明らかにするような作業となるように感じられる。現在の子どもの行動を点で捉えるのではなく、発達の軌跡として線で捉えられるように

なると、保護者は「気になる」に捉われる事が少なくなっていくように思われる。また成長の中でどういった経験の獲得が足りていないかを説明する事で、今どのような支援が必要なのかを、保護者がわかりやすいように明らかにできると考えられる。

保育所等訪問支援

保育所等訪問支援とは、児童福祉法に基づくサービスである。2012年に創設され、障害のある子どもの地域社会への参加・包容の実現を目標としている。厚生労働省の『保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書』が2017年の3月に発表されており、保育所等訪問支援とは集団生活を営む施設を訪問し、障害のない子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援を行うものであると述べられている。また保育所等訪問支援は、保護者の希望があれば利用する事ができる。保護者が住まいの役所に利用申請をする事で2週間に1回程度利用でき、利用負担額などは国からの支援を受けることができる。回数は対象児の状態や時期により変更する事もできる。

筆者は当事業所に通所している子どもに対して保育所等訪問支援を行っている。今まで訪問に訪れた園はそれぞれに違ったニーズが存在している。しかし共通して言える事の一つとして、保育所等訪問支援では、まずは誰が困っているのかを理解する事が重要になる。対象児、保護者、園と言った三者の関係性を読み解き、どこに、どのように介入するのかを見立てる必要があるといえる。具体的な解決策があれば助言し、不安やしんどさがベースになっている時には寄り添うなど、適宜本質的なニーズに応える必要がある。園が子どもの対応に関して困っている時は、日頃から子どもの発達の流れや今必要な事を理解して関わっていれば、その理解を説明すれば自ずと園が出来る範囲で対応してくれる事が多いように感じられる。そうする事で子どもも必要な手助けを得る事ができ、本人の困り感の解消にもつながる。しかし実状は子どもの主となる担当者が人手不足で対応に手が回らない場合が多い。そのような時に保育所等訪問支援員として直接対象児の対応を園で担う事ができるという点は、園にとっても魅力的な提案となり得る。三者の関係性が対立的である場合もあるが、あくまで中立に環境を調整すべく動く事は、心理職の専門性を大いに発揮できる場面であると考えられる。

実際に保育所等訪問支援に行くと、子ども自身普

段児童発達支援・放課後等デイサービスにいる人が園に来ているという特殊性を感じ、普段の園では見せない様子を見せる事もある。そうした行動は時に園の先生にとっての発見に繋がる事があり、それだけでも先生が子どもへの対応を変えろきかけにもなるように感じられる。また集団場面での子どもの様子を見ると、より具体的に集団で過ごすために必要な事が何かが見えてくる。それらの情報から園との役割分担も考慮にいれ、児童発達支援・放課後等デイサービスにおける支援方針を精査する上でも、保育所等訪問支援は大いに役立つものとなる。

保育所等訪問支援について厚生労働省により様々な具体例も挙げられているが、その個別性の高さから明確な方法論が無く、それぞれの裁量にゆだねられている事が現状であるように感じられる。そのため今後多くの事例がまとめられ、研鑽されていく必要があるだろう。

箱庭療法

1. 児童発達支援・放課後等デイサービスにおける導入意義

心理職として児童発達支援・放課後等デイサービスで働くこと、子どもの社会適応に喜びを感じる反面、社会に適応しようと努めた事による心理的負担に対するケアの必要性を感じる時も多い。児童発達支援・放課後等デイサービスで取り組む社会適応に向けての支援は、集団で過ごす上での行動や言葉の使い方などの外側を扱うことが主である。そのため内側である心の適応に向けて、集団ではない1対1での丁寧な関わりは必要であるように思われた。子どもがありのままの表現を受け入れてもらう体験、そしてありのままの自分でも人と安心して関わるとい実感、社会という集団の中で確かな自分というものが存在し続けられるよう手を差し伸べる事は、子どもを支えるための支援として重要であると考えられた。

地域連携として別機関で個別の心のケアをできる場所を考えると、心理職として遊戯療法が一つ思い浮かぶのではないだろうか。しかし筆者の職場の隣に遊戯療法を提供してくれる機関はかなり少ない。あったとしても予約は取りにくく数ヶ月待機する事も多い為、それだけで来談の大きな壁となる。遠方で迅速に遊戯療法を提供してくれるような施設があったとしても、子どもを遠方の病院に連れていく事は、保護者にとっても子ども自身にとっても大きな負担となる。子どもが病院を拒否せず通ってくれる確証もない中、普段から子育てで時間に余裕を持

つことが難しい保護者が遠方の病院を受診する可能性はかなり低い。そこで普段通う児童発達支援・放課後等デイサービスで個別の対応ができる方法を考え、箱庭療法を導入した。箱庭療法は手先が不器用であったり自己表現が苦手な発達障害疑いの子どもであっても、苦手意識なく取り組める点も採用した一つの理由である。

2. 導入準備 箱庭療法の導入では部屋は別室を用意し、普段とは異なる空間を提供することにした。使用する箱は規定のサイズを手作りした(写真1)。砂もインターネット上で販売しているものを購入した。フィギュアは職場や知り合いに家に余っている

ものの提供を呼びかけ、残りはインターネット上の中古販売等で購入した。初期費用はおよそ3万円ほどであり、都度職場の予算内でフィギュアを買い足してもらっている。箱庭を置く机や棚は職場の整理整頓も兼ねて片付けをし、使われなくなった物を使用している。棚は3つ使用し、サイズは横30×縦100×奥行30(写真2左)、横55×縦80×奥行15(写真2右)、横45×縦60×奥行45(写真3)、となっている。箱を置く机はキャスター付きのものを使い、使用しない時は部屋の端によせ、使用の際に部屋の中心に移動している(写真4・写真5)。

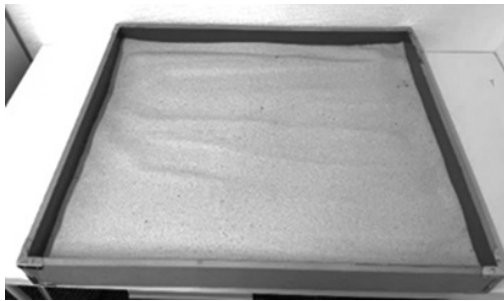


写真1



写真3



写真2



写真4



写真5

3. 実施方法 まずは小学生以上の子どもには一度箱庭療法を勧め体験してもらったが、全ての子どもがもう一度やりたいと希望してくれ、継続に至っている。回数は子どもにより多くて週に1回、少なければ月1回の実施となっている。時間は「やりたい」という子どもからの発信があり、筆者の手が空いていればその時に実施するが、できなければ何時から出来るかをその子どもに伝えるように伝えている。日によってその日に全員で取り組む設定遊びがあるなど、曜日や時間を固定する事が現状困難ではあるが、できる限り同じ曜日、同じ時間帯にできるよう配慮している。現時点では心理職は筆者一人である為、時間的な限界から1回約30分が平均である。自分から言い出しにくそうな様子の子どもにはこちらから声をかけたりするなど、子どもの性格によって対応は変えながら日々最善を模索している状況である。

箱庭療法に取り組みだしてから、子ども達は児童発達支援・放課後等デイサービスでの生活でも少なからず変化が見られているように感じられる。箱庭療法に取り組む前後の時間は、特にその子どものもつ内面的なテーマが行動面に表出されているように思われる。筆者は児童指導員でもあるため、箱庭療法場面以外でも共に過ごしているという特殊性があるが、箱庭療法による行動面の変化は筆者ではない別のスタッフ、あるいは子ども達にも向けられているように見える。筆者はこのような状況を、集団を離れて個を見つめ自己表現をする事で、社会集団の場面でも自己一致的な行動が見られているのではないかと考察しているところである。児童発達支援・放課後等デイサービスでの箱庭療法の継続的な実施は国内ではまだ先行研究に乏しいため、今後より検討を深めていきたい。

終わりに

本稿では筆者が働く福祉事業所を一例とし、そこで心理職としてどのようにアイデンティティを確立し、働いているのかという点について述べた。児童発達支援・放課後等デイサービスでの心理職の需要が高まる中、現状は事業所を運営するための資金的な問題や構造上の問題等により、心理職がその専門性を遺憾なく発揮できる現場とはなっていないようである。しかし心理職としての有用性を示し、その専門性を周囲に理解してもらわなければ、そのような現場環境を提供してもらう事は難しいように感じ

られる。支援を必要とする人のため、働く人達がもてる力を発揮できるよう、出来る事を考え働く事で、少しずつ立場を確立していくことができるのではないかと考えられる。

現状の発達障害疑いの子ども達への支援はまだまだ発展途上のものである。保護者や各園の負担も大きく、十分な支援を子ども達に届けることが難しい事もある。少しでも多くの心理職が児童発達支援・放課後等デイサービスの分野で活躍し、発達障害疑いの子どもやその周囲の人達の生き方を支え、心の豊かさに貢献できる事を願い、本稿の締めとする。

引用文献

- Budner, S.N.Y. (1962). Intolerance of ambiguity as a personality variable. *Journal of personality*, **30**, 29-50. <https://doi.org/10.1111/j.1467-6494.1962.tb02303.x>
- Damon, W., & Hart, D. (1988). *Self-understanding in child-hood and adolescence*. New York : Cambridge University Press.
- 土居健郎 (1992). 方法としての面接, 医学書院
- Frenkel-Brunswik, E. (1949). Intolerance of ambiguity as an emotional and perceptual personality variable. *Journal of Personality*, **18**, 108-143. <https://doi.org/10.1111/j.1467-6494.1949.tb01236.x>
- 荻野佳代子・瀧ヶ崎隆司・稲木康一郎 (2004). 対人援助職における感情労働がバーンアウトおよびストレスに与える影響. *心理学研究*, **75**, 371-377. <https://doi.org/10.4992/jjpsy.75.371>
- Janis, I., L. (1971). *Stress and frustration*. New York: Harcourt Brace and Jovanovich. (秋山俊夫 (訳) (1984). ストレスと欲求不満 — ころの健康のために— 北大路書房)
- 黒澤礼子・太田律子・小島明子・齊藤順子・實川慎子・早山文悟・松川節理子 (2021). 発達障害の早期支援における乳幼児健診の役割 — 1歳6か月児健康診査票 (問診部分) の改定と健診の課題—, *心理相談研究***12**, 37-50.
- Roberts, J. M. A. & Prior, M. (2006). A review of the research to identify the most effective models of practice in early intervention for children with autism spectrum disorders. *Australia : Australian Government Department of Health and Ageing*.
- 竹内謙彰 (2009). 学童期における認知発達の特徴 — 9, 10歳の発達の節目に焦点を当てて—, *立命館人間科学研究*, **18**, 77-86.

田中昌人（1985）発達における階層間の移行について —Ⅲ次元可逆操作の階層から変換可逆操作の階層へ— 京都大学教育学部紀要 **31**, 32-59.

山本力・塚本千秋・西山久子・赤澤大史（2003）. 教育臨床における見立て・評価について —教育実践総合センター研修講座・教育臨床部門分科会の報告—. 岡山大学教育実践総合センター紀要, **3**, 155-166.

Zapf, D. (2002). Emotion work and psychological well-being: A review of the literature and some conceptual considerations. *Human Resource Management Review*, **12**, 237-268. [https://doi.org/10.1016/S1053-4822\(02\)00048-7](https://doi.org/10.1016/S1053-4822(02)00048-7)

脚 注

- 1 論文をまとめるにあたりご指導頂きました京都文教大学准教授の倉西宏先生に、心より御礼を申し上げます。